

平成 29 年度 事業計画書

はじめに

現在、わが国では、少子高齢化・人口減少に伴う社会保障制度への影響、地域社会の活力低下や貧困・格差の拡大が懸念されており、また、気候変動による豪雨・大型台風の頻度が高まり、首都直下地震や南海トラフ地震の発生も懸念されています。

国際的には、アメリカにおける新大統領の就任を契機として、政治・経済の先行不透明感が増しており、同国との外交交渉次第では、食料・医療等わが国の社会制度に大きな影響を及ぼすことも考えられます。

私たちのくらしと将来に対する不安は、これらの様々な要因により高まりつつあり、共済事業による保障はその重要性を増しています。

昨年、協同組合の理念と取組みが国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産に登録されました。貧困の根絶や持続可能な地域社会づくり等の面において、協同組合の果たす役割が国際的に期待されており、わが国においても協同組合とその事業の意義について国民的な理解を高めていく必要があります。

平成29年度は、当協会にとって設立25周年となります。これまでの取組みの成果を踏まえ、さらに会員団体との連携を深めながら、共済事業の一層の発展に向けて、内外の環境変化等に対応した調査・研究活動、「共済と保険」誌等による情報発信および共済相談所の公正な運営等に取り組んでまいります。

I. 調査・研究、人材育成支援、広報に関する活動

1. 調査・研究活動

(1) 業務研究会の開催

共済事業の運営に資することを目的として、会員団体の関心が高く、共済事業に影響を与える可能性のある国内外の課題をとりあげ、会員団体の役職員を対象に研究会を開催します。

(2) 共済理論研究会の開催

共済事業にかかる基礎理論の現代化および理論水準の向上を図ることを目的として、「共済・協同組合が直面する内外の環境変化等への対応」等をテーマに、研究者・実務者で構成する共済理論研究会を開催します。

(3) 国内外の協同組織や関係する組織との連携

① 国内外の協同組織との連携

国内外の協同組織の動向を把握するため、国内においては日本協同組合連絡協議会（JJC）およびその加盟団体と情報交換等を行い、海外については国際協同組合保険連合（ICMIF）総会およびアジア・オセアニア協会（AOA）総会への参加等を通じて連携を図ります。

② 生保協会、損保協会等との情報交換

保険業界の動向を把握するため、生命保険協会（生保協会）、日本損害保険協会（損保協会）等と情報交換を行います。

③ 関係する研究機関との連携

関係する研究機関と情報交換等を行い、連携を図ります。

(4) 共済年鑑の発行

おもな共済団体の事業概況をとりまとめ、統計資料として「共済年鑑」を発行します。

2. 人材育成支援活動

(1) 勉強会・研修会の開催

① 法令等に関する実務者勉強会の開催

会員団体の人材育成支援のため、法令等に関する対応力の向上を目的として、勉強会を開催します。

② 共済団体職員研修会の開催

共済団体の人材育成支援のため、実務に関する基礎的スキル（「共済基礎」「生命共済支払査定」「火災共済支払査定」「自動車共済支払査定」「経理」）の向上を目的として、研修会を開催します。

(2) 共済団体が開催する研修会への支援

共済団体が開催する研修会を支援するため、研修資料の提供および講師の紹介等を行います。

3. 広報活動

(1) ホームページ等による情報発信

① ホームページによる情報発信

共済の概要や協会の事業活動等について、ホームページを活用して情報発信を行います。また、組合員・一般消費者等の共済についての認知度向上と理解促進ならびに会員団体への情報発信の強化を図ることを目的として、ホームページの改善を行います。

② ニュースリリースの発信

協会の事業活動についてニュースリリースを発信します。

(2) 日本共済協会セミナーの開催

共済・共済団体についての認知度向上を図ることを目的として、会員団体をはじめ、関係団体、組合員・一般消費者等に広く参加を呼びかけ、「協同組合・共済」をテー

マに日本共済協会セミナーを開催します。

(3) ファクトブック等の発行

① ファクトブックの発行

共済・共済団体の認知度向上と理解促進を図るため、おもな共済団体の事業概況や協会・会員団体の活動内容等について掲載したファクトブック（日本語版・英語版）を発行します。

② 共済協会だよりの発行

協会の活動内容等を会員団体に発信するため、共済協会だよりを発行します。

II. 「共済と保険」誌

1. 「共済と保険」誌の発行

「共済と保険、協同組合に関する理論と実務の研究誌」として、共済や保険に関する論考や実務に関する情報等をとりあげ、会員団体をはじめとする共済団体役職員への情報提供を目的として発行します。

2. 編集委員会の開催

会員団体のニーズを把握し誌面づくりに生かすことを目的として、会員団体等から選出された委員で構成する編集委員会を開催します。

III. 共済相談所

1. 共済相談・苦情解決業務の実施

利用者等からの共済に関する相談・苦情について、公正・適切な助言を行うとともに、会員団体の対応が必要とされる場合は、会員団体と連携して迅速な対応を図ります。

2. 紛争解決支援業務の実施

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづき法務大臣の認証を取得した紛争解決機関として、中立・公正な第三者で構成する審査委員会による紛争解決支援業務を実施します。

3. 共済相談所体制の整備

共済相談所業務を着実に遂行するため、共済相談所職員の専門性向上に努め、必要な体制を確保します。

4. 会員団体への支援

会員団体における相談・苦情・紛争にかかる対応力向上等を支援するため、「共済相談所連絡会」を開催し、会員団体に対し相談・苦情等の現状および対応方法等に関する情報提供を行います。

5. 利用者・外部機関に対する広報

共済相談所についての認知度向上と理解促進を図ることを目的として、ホームページに共済相談所の業務内容や利用案内を掲載するとともに、消費生活センター等へ共済相談所のパンフレットを配布します。

IV. 法制等政策課題

1. 法制度の改正動向等の把握と対応

各協同組合法、共済事業に影響のある保険業法や民法等の各種法制度および行政庁の監督指針の改正動向等を把握し、対応が必要な課題については会員団体と連携して取り組みます。

以上